8月26日（日）は 埼玉県知事選挙の投票日です！

～投票は明日を築く第１歩～

投票日などの日程

【選挙期日の告示日】
8月9日（木）

【立候補の届出日】
8月9日（木）

【選挙期日（投票日・投票時間）】
8月26日（日）午前7時から午後8時まで

【開票日・開票開始時間・場所】
8月26日（日）午後9時から
総合体育館・アタゴ記念館

【選挙時登録の基準日】
8月8日（水）

【投票できる方】
日本国民で次の要件をすべて満たす方です。
①昭和62年8月27日までに生まれた方
②平成19年5月8日までに転入の届出などをし、引き続き住民基本台帳に登録されている方
要件を満たしている方は、町の選挙人名簿に登録され、投票することができます。
※知事選挙の場合は、県外に転出された方は投票できません。また、選挙権を有する方で県内の市町村に住所を移した方は、新住所地の選挙人名簿に登録されるまでの間は、現に選挙人名簿に登録されている前住所地で「住民票の写し」または「引き続き住所を有する証明書」を提示して投票することができます。なお、県内へ一度転出した後、更に他の市町村に転出した場合には投票できない場合があります。

入場券は郵送します

投票所入場券は、8月上旬に各世帯へ郵送します。1通の封書に4名までの選挙人を記載できる連記式の入場券となっています。投票日には、自分の入場券を切り取って、記載してある投票所にお持ちください。

なお、前記の「投票できる要件」を満たしている方で入場券が届かない方はお早めに町選挙管理委員会まで申し出てください。
また、入場券を紛失したときは、投票日に所定の投票所の受付に申し出てください。

こんなときは期日前投票・不在者投票を

選挙は、有権者が投票日に自分で投票所に行き投票するのが原則です。しかし、当日仕事で投票所に行けない方、冠婚葬祭の主宰をする方、またはレジャーや買物などの私用で投票日に投票区内にいない方、もしくは病気やケガ・妊娠などの理由で歩行が困難な方など（選挙当日にこのような事由が見込まれる方）は、投票日前に期日前投票または不在者投票をすることができます。

○町の期日前（不在者）投票所での投票
■**期間**／8月10日（金）から8月25日（土）まで
■**時間**／午前8時30分から午後8時まで
■**場所**／役場1階101会議室
期日前（不在者）投票は、本人が期日前（不在者）投票所へ出向いて投票してください（投票所入場券を持参してください）。
なお、期日前（不在者）投票所では、「宣誓書（兼請求書）」を記入して投票用紙の交付を請求してください。

期日前投票、不在者投票は冠婚葬祭やレジャー・私用などが理由でもOK！

○指定病院などでの不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が、不在者投票ができると指定した施設（指定病院・指定老人ホーム等）に入院・入所中の方は、その施設で不在者投票ができます。お早めに各施設にお問い合わせください。
なお、投票用紙の請求は、告示日前でもできます。

○滞在地での不在者投票

国内での長期出張中などで投票日に投票所に行けない方は、最寄りの選挙管理委員会で不在者投票ができます。投票用紙等の請求は、町選挙管理委員会に、直接、または郵送で請求してください。請求に基づき郵送しますので、郵送された投票用紙等を持って最寄りの選挙管理委員会で投票してください。郵送に日数がかかりますので、請求はお早めにお願いします。
なお、投票用紙の請求は、告示日前でもできます。

○郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持っている方で、障害の程度により認定された方に限り、在宅のまま投票できる郵便等による不在者投票の制度があります。
この制度を利用するためには、「郵便等投票証明書」の交付を事前に受けることが必要となります。郵便等投票証明書の交付を受けたい方は、お早めに町選挙管理員会にお問い合わせください。
また、既に郵便等投票証明書をお持ちの方は、投票用紙等の交付請求書を添えて選挙期日の4日前までに請求を行わないと、郵便等による投票はできませんのでご注意ください。

次のような投票の方法もあります

代理投票
身体の障害などによって自分で文字を書くことができない方は、投票所の投票管理者に申し出てください。投票所の代理投票補助者が本人に代わって、本人が指示した候補者の氏名を記載します。この場合も通常の投票と同様に投票の秘密は守られます。

点字投票
視力に障害のある方には、点字器と点字投票用の投票用紙を用意してあります。投票所の投票管理者に申し出てください。

お知らせします！投・開票速報

町の投・開票の状況を次の電話番号でお知らせします（通話料金は通常と同じです。一部の携帯電話やPHSからの利用はできません）。ぜひご利用ください。

投・開票速報
0180-994-808
実施時間
投票速報／当日の午前9時30分から
開票速報／当日の午後10時30分頃から、翌日の正午まで

選挙公報は新聞折り込みで

知事選挙については、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した「選挙公報」が埼玉県の条例に基づき発行されます。
配布は新聞折り込みの方法により行います。新聞を購読されていない方は、お早めに町選挙管理委員会へご連絡ください。

ポスターは公営掲示場に

知事の選挙においても、国の選挙と同じように、候補者が使用する選挙運動用ポスターは、公営ポスター掲示場に掲示されます。
掲示場は、それぞれの投票区ごとに、有権者数と面積に応じて数が決められ、総数で110カ所設置されます。これらの掲示場以外には候補者が使用する選挙運動用ポスターを貼ることはできません。

投票所が変更になっています

◎**第14投票所**（大字桜沢のうち中小前田、山崎、南飯塚の区域）は、桜沢小学校体育館が耐震工事のため、**「桜沢小学校南校舎」**に変更になります。

桜沢小学校敷地図

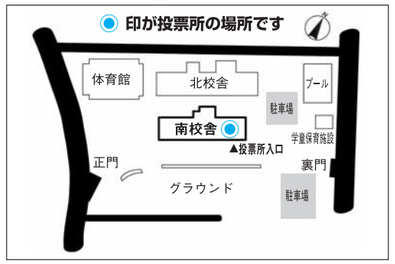

※各投票区の投票所は次のページのとおりです。

問い合わせ／選挙管理委員会（☎581・2121内線181・182）へ。

あなたの貴重な一票を大切にするため 候補者の氏名は、正確に書きましょう。

「100広報よりい」は資源保護のため、古紙率100%の再生紙を使用しています。